

会員規約

関東ペットパーク
東京 B&B ペットパーク

第1章 総則	第7章 精算
第1条 目的	第30条 会場使用料
第2章 事務局	第31条 仲介手数料
第2条 事務局	第32条 混血種の出荷
第3章 会員	第33条 再発行
第3条 会員の資格	第8章 返品
第4条 入会申込	第34条 返品
第5条 入会資格審査と通知	第35条 返品の申立
第6条 入会手続	第36条 返品に伴う費用
第7条 会員資格の有効期限	第37条 返品する生体の引渡し
第8条 会員の権利	第38条 マイクロチップの脱落
第9条 会員の義務	第9章 輸送
第10条 会員の禁止行為	第39条 集荷サービス
第11条 資格喪失と回復手続	第40条 配送サービス
第4章 保証人	第41条 生体の空輸
第12条 保証人資格と役割	第10章 血統書
第5章 会費	第42条 血統書の引渡し
第13条 入会金	第43条 血統書の変更
第14条 年会費	第11章 教育指導
第6章 取引	第44条 教育
第15条 開催日時	第45条 指導
第16条 出荷する生体情報の登録	第12章 処分
第17条 出荷順の決定	第46条 処分
第18条 出荷できる生体	第47条 損害賠償
第19条 出荷者の義務	第13章 場外応札
第20条 出荷制限	第48条 場外応札
第21条 代理出荷と代行出荷	第14章 その他
第22条 出荷生体検査	第49条 会場の利用
第23条 生体検査評価基準	第50条 パルボウィルス発生時の特別措置
第24条 生体検査評価結果の告知	第51条 出荷・落札関連費用
第25条 出荷の取止め	第52条 適格請求書発行事業者
第26条 入札	第53条 規約の改定
第27条 落札者の義務	別表1 から別表1 6
第28条 取引成立後の異議申立	
第29条 再競り	

第1章 総 則

(目的)

第1条 本規約は、関東ペットパーク及び東京B&Bペットパークにおいて、生体取引が円滑且つ公正に行われることを目的とする。

第2章 事 務 局

(事務局)

第2条 株式会社将光は、関東ペットパーク及び東京B&Bペットパークの主催・運営・管理を行い、それぞれのペットパーク内に事務局を設置する。

第3章 会 員

(会員の資格)

第3条 会員の資格は、次のとおりとする。

1. 第一種動物取扱業者（販売）で登録している個人もしくは法人であること。
2. 生体を出荷する者（以下、「出荷者」という。）になる場合には、血統書発行団体に加入し、犬舎もしくは猫舎登録されている個人もしくは法人であること。
3. 禁錮刑以上の刑に処され、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の入会は認めない。
4. 過去に動物の愛護及び管理に関する法律・動物に関連する法律で法的処分を受けた者の入会は認めない。
5. 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他反社会勢力（以下、「反社会勢力」という。）に属すると認められるとき並びに反社会勢力の支配・影響を受けていると認められるとき及び反社会勢力でなくなった日から5年を経過しない者の入会は認めない。また、以下の場合についても入会は認めない。
 - (1) 反社会勢力に対し、資金提供、便宜の供与等が認められた場合。
 - (2) 反社会勢力を利用していると認められた場合。

(3) 反社会勢力と社会的に非難される関係と認められた場合。

6. 入会時に、保証人を1名以上確保できる者であること。尚、保証人については、1年以上取引のある会員かつ過去にトラブルのない会員でなければならない。
7. 所定の手続きを経て入会資格審査に合格し、事務局に会員として承認された個人もしくは法人であること。
8. コミュニケーションが困難で取引に支障があると判断された者の入会は認めない。

(入会申込)

第4条 入会申込については、次のとおりとする。

1. 所定の入会申込書兼同意書・入会時適性検査・第一種動物取扱業登録証（販売）のコピー・動物取扱責任者の資格要件となる資格証又は動物関連の大学や専門学校の卒業証のコピー・振込先銀行口座登録用紙・誓約書を提出しなければならない。
また、日本国籍を持たない者の場合、不法就労でないことを確認するため、在留資格を証明できる公的書類を提出しなければならない。
2. 出荷者となる場合には、血統書発行団体が発行する登録書コピー・繁殖場の写真（外観2枚、内観2枚の計4枚）を提出しなければならない。
3. 生体を落札する者（以下、「落札者」という。）になる場合には、生体を販売する店舗の写真（外観2枚、内観2枚の計4枚）を提出しなければならない。
4. 入会申込に際して提出された書類は、利用の如何を問わず一切返却しない。

(入会資格審査と通知)

第5条 入会資格審査と通知については、次のとおりとする。

1. 入会資格審査は、原則として入会申込に際し提出された書類とその記載内容をもって行う。
2. 事務局は、提出した書類の完備を確認した日から15営業日以内に審査結果を通知するものとし、合否の理由等については一切開示しない。

(入会手続)

第6条 入会手続については、次のとおりとする。

1. 合格通知を受けた者は、事務局が指定する方法及び期日までに入会金及び年会費を納めなければならない。
2. 事務局は、入会に関する費用が過不足なく納められたことを確認し、合格通知を受けた者に対し会員番号を交付する。

(会員資格の有効期間)

第7条 会員資格の有効期間については、次のとおりとする。

1. 会員資格の有効期限は、毎年9月1日から翌年8月31日までの1年間とする。
2. 会員資格は、会員または事務局から更新しない旨の意思表示がなく、事務局が指定した方法及び期日までに新年度の年会費を支払うことで更新することが出来る。尚、更新する会員は、事務局に対し、更新時に第一種動物取扱業登録証（販売）のコピーと直近1年以内に受講した動物取扱責任者研修修了証を提出しなければならない。

(会員の権利)

第8条 会員の権利については、次のとおりとする。

1. 会員は生体の出荷及び落札に参加することが出来る。
2. 会員はペットフード・ペット用品等の商品を購入することが出来る。
3. 会員は事務局が主催する勉強会及びセミナーに参加することが出来る。

(会員の義務)

第9条 会員の義務については、次のとおりとする。

1. 会員は、本規約を誠実に遵守しなければならない。
2. 会員は、名称・代表者・所在地・連絡先等の入会申込書に記載した事項に変更があった場合、事務局に対し、速やかに変更届を提出しなければならない。

(会員の禁止行為)

第10条 会員の禁止行為については、次のとおりとする。

1. 同一の個人もしくは法人が、複数加入する行為。
2. 事務局を介さず、会員間で直接生体取引する行為。

3. 出荷する生体について、虚偽の告知をする行為。
4. 事務局の許可なく、会員以外の者を伴って入場する行為。
5. 他の会員の落札を故意に妨害する行為。
6. 出荷者が、自ら出荷した生体について、入札及び落札する行為。
7. 返品により再競りが行われた生体について、返品者が入札及び落札する行為。
8. 会場内外において、ペット業界の品位を著しく損なう行為。
9. 会場内において、暴力・恫喝・威圧・罵声・派閥形成・他の会員及び事務局の名誉を侮辱する行為。
10. 会場内において、勧誘及び商品販売等の行為。
11. 会場内で提供している飲食サービスを持ち帰る行為。
12. 事務局の注意や勧告を無視する行為。
13. その他、本規約に違反する行為。

(資格喪失と回復手続)

第11条 資格喪失と回復手続について、次のとおりとする。

1. 資格喪失
 - (1) 任意に退会した場合。
 - (2) 個人会員が死亡した場合。
 - (3) 法人会員が破綻、倒産した場合。
 - (4) 落札した生体の代金を期日までに支払わず、30日以上遅滞した場合。
 - (5) 年会費を指定期日までに支払わず、1年以上遅滞した場合。
 - (6) 本規約に違反する行為があった場合。
 - (7) その他、事務局が会員として適切ではないと判断した場合。
2. 回復手続

前項(5)記載の年会費未納による会員資格喪失に限り、別表15に定める年会費及び入会金を納めることで再度、入会することが出来る。ただし、入会に再審査が必要となる。

第4章 保証人

(保証人資格と役割)

第12条 保証人の資格と役割については、次のとおりとする。

1. 保証人は、入会しようとする会場の会員でなければならない。
2. 保証人は、会員の代わりに血統書の申請が出来なければならない。
3. 保証人は、会員が起こした血統書トラブル、生体トラブル等について、円満に解決するよう努めなければならない。また、会員と事務局が連絡取れなくなった場合、会員の代わりとなってトラブル解決に向けての責任を負うものとする。

第5章 会 費

(入会金)

第13条 入会金については、次のとおりとする。

1. 入会金は、50,000円とする。
2. 入会金は、退会時を含め如何なる場合においても返金しない。

(年会費)

第14条 年会費については、次のとおりとする。

1. 年会費は、30,000円とする。
2. 年会費は、入会時もしくは更新時に一括して支払うものとする。
3. 年会費は、退会時を含め如何なる場合においても返金しない。
4. 更新時の年会費支払期日は、更新しようとする年度の9月末日までとする。尚、事務局は、事前に申出があり、止むを得ないと判断した場合、支払期日を最大60日まで延長することが出来る。
5. 年度途中に新規入会する場合の年会費は、別表1のとおりとする。

第6章 取 引

(開催日時)

第15条 開催日時については、次のとおりとする。

1. 関東ペットパークは、原則、毎週水曜日12時開始とする。
2. 東京B&Bペットパークは、原則、毎週金曜日13時開始とする。
3. 事務局は、運営の都合上、開催日時を変更することが出来る。尚、この場合、会員に対し、事前に通知しなければならない。

(出荷する生体情報の登録)

第16条 出荷する生体情報の登録については、次のとおりとする。

1. 出荷者は、事務局に対し、事前に出荷しようとする生体（以下、「出荷生体」という。）の情報を所定の出品リストを使用して提出しなければならない。
2. 出品リストは、開催日の前々日24時までに事務局宛に対し、FAX送信もしくはLINEにて写真データを送信しなければならない。尚、24時以降に送信された出品リストについては、出荷順の抽選を受けることが出来ない。
3. 前項の期日までに出品リストを送信した出荷者に対してポイントを1ポイント付与する。また、競り当日の終了時刻が遅かった出荷者（関東は10会員、B&Bは5会員）に対して更に1ポイント付与する。付与されたポイントは17条第4項のとおり、出荷順を確保することが出来る。

（出荷順の決定）

第17条 出荷順の決定については、次のとおりとする。

1. 出荷順の抽選は、事務局が開催日前日に行う。
2. 出荷順の抽選対象者は、前条第2項の期日までに出品リストを送信した出荷者を対象とする。
3. 前条第2項の期日以降に出品リストを送信した出荷者の出荷順は、前項出荷者の末尾以降とする。
4. ポイントカードを利用して出荷順を確保する出荷者は、開催日前日の12時までに事務局へ申出なければならない。
5. 抽選にて決定した出荷順は、如何なる場合においても変更することは出来ない。
6. 事務局は、出荷頭数等運営に貢献した出荷者に対し、優先的に出荷順を割振ることが出来る。尚、割振られた出荷者はこの権利を他の出荷者へ譲渡等することは出来ない。

（出荷できる生体）

第18条 出荷できる生体については、次のとおりとする。

1. 出荷できる生体の種類は、原則、犬と猫とする。尚、犬猫以外の生体を出荷する場合、事前に事務局に申出、事務局の指示に従わなければならぬ。

ればならない。

2. 出荷できる生体は、生後 5 7 日以降とし、自立して食事が出来る健
康な生体のみとする。
3. 混血種の出荷については、両親が血統書団体の認定を受けた正式な
品種であり F1 までとする。親が混血種である場合、出荷するこ
とが出来ない。
4. ボーダー・コリーを出荷する場合、両親もしくは片親が遺伝子病
(CL/セロイドリポフスチン) のクリア (ノーマル) でなければな
らない。また、検査機関が発行した証明書コピーを添付しなければ
ならない。
5. ウエルシュ・コーニー・ペンブロークを出荷する場合、両親もしく
は片親が遺伝子病 (DM/変性性脊髄症) のクリア (ノーマル) でな
ければならない。また、検査機関が発行した証明書コピーを添付し
なければならない。
6. 柴犬を出荷する場合、両親もしくは片親が遺伝子病 (GM 1 / ガング
リオシドーシス) のクリア (ノーマル) でなければならぬ。また、
検査機関が発行した証明書コピーを添付しなければならぬ。
7. トイ・プードル及びダックス・フンド (各種) を出荷する場合、両
親もしくは片親が遺伝子病 (PRA/進行性網膜萎縮症) のクリア (ノ
ーマル) であることが望ましい。

(出荷者の義務)

第 19 条 出荷者の義務については、次のとおりとする。

1. 出荷者は、前条の規定に沿った生体を出荷しなければならぬ。
2. 出荷者は、出荷者本人が、出品リストに虚偽なく生体情報を記載し
なければならない。
3. 出荷者は、出荷しようとする生体全頭のパルボウィルス検査を受け
なければならない。
4. 出荷者が、最低希望取引額 (以下、「指値」という。) を設定する場
合、事務局に対し、事前に告知しなければならぬ。
5. 出荷者は、事務局から出荷生体の指示があった場合、速やかに対応
しなければならぬ。
6. 出荷者は、生体検査エリアに立ち入ってはならない。

7. 出荷者は、出荷した生体が第8章で定める事由により返品になった場合でも、発生した諸経費（ペットボックス代、パルボウイルス検査代、マイクロチップ装着代等）を支払わなければならない。
8. 出荷者は、出品リストに遺伝子検査結果を記載した場合、遺伝子検査結果のコピーを添付し出荷しなければならない。
添付忘れや虚偽の申告等が繰り返される場合、出荷者を第46条に定める処分を行うことが出来る。
出品リストに記載した検査項目と、検査結果のコピーに記載されている項目は同じでなければならない。異なる場合についての返品可能期間は別紙「成立後の取り決め一覧」のとおりとする。
9. 出荷者は、マイクロチップの二重装着を防ぐため、マイクロチップが既に装着された生体を出荷する場合、ペットボックスに「MC済」と記載し、既にマイクロチップが装着されていることが分かるようにする義務がある。
また、マイクロチップが既に装着された生体は、受付まで直接引渡しすること。
事務局は、同項を行わなかった出荷者に対して、二重装着に掛かる返品費用や補償費用については一切負担しないものとする。

（出荷制限）

第20条 出荷制限については、次のとおりとする。

1. 事務局は、出荷されようとする生体（以下、「出荷生体」という。）の状態が出荷に相応しくないと判断した場合、出荷を拒否することが出来る。尚、出荷者は如何なる場合も事務局の判断に従わなければならない。
2. 出荷生体が、第23条の出荷不可に該当する場合、出荷することは出来ない。
3. 出荷生体が、前条第3項のパルボウイルス検査にて「陽性」と判断された場合、出荷することは出来ない。
4. 出荷生体が、感染症及び皮膚疾患の疑いがあると判断された場合、出荷することは出来ない。
5. 出荷生体が、脱水状態、極度の下痢、低血糖等によって衰弱し、輸送に耐えることが出来ないと判断された場合、出荷することが出来

ない。

(代理出荷と代行出荷)

第21条 代理出荷と代行出荷については、次のとおりとする。

1. 会員が他の会員の生体を代理して出荷する場合(以下、「代理出荷」という。)及び会員が会員以外の生体を代行して出荷する場合(以下、「代行出荷」という。)は、次のとおりとする。
 2. 代理出荷もしくは代行出荷しようとする会員は、事前に事務局に申出、承認を得なければならない。
 3. 代理出荷もしくは代行出荷する会員は、本規約の出荷者が担う責務を同様とする。
 4. 代理出荷もしくは代行出荷する場合、出荷者は、出荷者自身の出荷生体に引き続いて代理出荷もしくは代行出荷しなければならない。
 5. 事務局は、代理出荷を依頼した会員及び代行出荷を依頼した生体繁殖業者とのトラブルには一切関与しないものとする。

(出荷生体検査)

第22条 出荷生体検査については、次のとおりとする。

1. 事務局は、出荷される生体について、別表2に定められた出荷生体検査(以下「生体検査」という。)を行う。
2. 生体検査は、事務局が認定したペット生体有識者及び獣医師(以下、「検査担当者」という。)が行う。
3. 出荷者は、事務局が行った生体検査の結果について、異議や苦情を申出ることは出来ない。

(生体検査評価基準)

第23条 生体検査評価基準については、次のとおりとする。

1. 生体検査の評価については、心雜音の状態、角膜(白濁)の状態・結膜の状態・膝蓋骨の状態のみ獣医学等で使用されている評価基準を採用して行う。尚、評価基準は別表3から別表6のとおりとする。
2. 明確な評価基準がない生体検査項目については、検査担当者の主観で行う。
3. 獣医師が行う生体検査評価は、出荷生体の状態を評価するものであ

り、医学的診断を確定または保証するものではない。

(生体検査評価結果の告知)

第24条 事務局は、第22条および第23条にて実施した生体検査の結果を、出荷生体情報にて正しく告知する。

(出荷の取止め)

第25条 出荷した生体の取止めは、原則、認めない。

(入札)

第26条 入札については、次のとおりとする。

1. 会員は、競りの進行を妨げる行為をしてはならない。
2. 会員は、他の会員の入札を妨害する行為や威圧する行為をしてはならない。
3. 出荷者は、自らが出荷した生体の入札に参加してはならない。不当な価格つけ上げ等の不正が発覚した場合、事務局は当該出荷者に対し、以下の処置を講じる。
 - (1) 当該出荷者に対し、当日取引を全て停止し強制退場とする。
 - (2) 当該出荷者を、最低3ヶ月以上の取引停止処分とし、極めて悪質と判断した場合、除名処分にする。
4. 出荷者は、事前に指値を設定しなかった場合、出荷者用応札機を使用して競りのカウントダウンをすることが出来る。応札がなかった場合は流札となり、応札があった場合は落札となる。
5. 事務局は、出荷者自身が想定した取引額以下で落札されたとの申出があっても、第19条第4項の指値設定が無かった場合及び前項の手順が無かった場合、一切の責任は負わないものとする。
6. 事務局は、落札者のボタンの押し間違い等で落札した場合及び落札出来なかった場合、一切の責任は負わないものとする。

(落札者の義務)

第27条 落札者の義務については、次のとおりとする。

1. 落札者は、取引成立直後、落札した生体が出荷生体情報に記載されている生体であること及び出荷生体検査の評価に相違がないことを確認しなければならない。また、生体のみでなく添付されている資料（遺伝病検査結果、ワクチン証明書等）、マイクロチップ番号についても確認しなければならない。

- 落札した生体の代金は開催日を含む3日以内に別表14に定める振込口座へ支払わなければならない。

(取引成立直後の異議申立)

第28条 取引成立直後の異議申立については、次のとおりとする。

- 落札者は、前条に記載されている確認を行い相違があると判断した場合、事務局に対し、異議を申出ることが出来るものとする。尚、異議申立は確認直後でなければならない。
- 事務局は、直ちに相違点を確認し異議が妥当だと判断した場合、該当する生体の返品を引受けるものとする。

(再競り)

第29条 再競りについては、次のとおりとする。

- 事務局は、前条第2項により返品となった生体については、出荷者の希望により再競りを実施することが出来るものとする。尚、この場合、事務局は会員に対し相違点を明確に伝えなければならない。
- 再競りについては、返品者が入札及び落札することは出来ない。

第7章 精 算

(会場使用料)

第30条 会員は、来場時に生体取引の有無に関わらず一開催ごとに会場使用料として、1,000円支払わなければならない。

(仲介手数料)

第31条 仲介手数料については、次のとおりとする。

- 出荷者は、出荷生体の取引が成立した場合、取引金額の6%を仲介手数料として事務局に支払わなければならない。
- 落札者は、落札した生体の取引金額の3%を仲介手数料として事務局に支払わなければならない。

(混血種の出荷)

第32条 出荷者は、第18条第3項に従い混血種を出荷し成立した場合、事務局に対し、1頭あたり1,000円の仲介手数料を第31条第1項の仲介手数料に付加して支払わなければならない。

(再発行)

第33条 出荷者及び落札者は、精算書類(売上精算書・請求書)の再発行の

依頼を事務局に対して行うことが出来る。

ただし、再発行には別表16に定める費用を支払わなければならない。

第8章 返品

(返品)

第34条 返品については、次のとおりとする。

1. 落札者は、別紙【成立後の取り決め一覧】に定められた項目についてのみ、落札した生体の返品申立をすることが出来る。尚、返品時には、獣医師1名以上が署名した診断書を添付しなければならない。
2. 事務局は、落札者の申立が妥当と判断された場合、該当する生体を引取る。
3. 【成立後の取り決め一覧】に記載されていない項目（症状）については、落札者と事務局が協議をした上で、返品引取の有無を決定する。
4. 事務局は、落札者が落札した生体について、遺伝子病に関する検査を行い、その結果、遺伝子病検査結果が出荷情報と異なっていた場合、返品を引受ける。尚、返品可能期間は、【成立後の取り決め一覧】のとおり落札日より2ヶ月以内とする。
5. 落札者が、落札した生体を日本国外へ輸出した場合、事務局は如何なる場合においても、返品は引受けない。
6. 落札者は、返品の際、事務局が発行する返犬・返猫伝票に必要事項を記入して提出しなければならない。

(返品の申立)

第35条 返品の申立については、次のとおりとする。

1. 落札者は、落札した生体の返品については、必ず事務局を通じて行うものとし、出荷者と直接交渉してはならない。尚、直接交渉を行った場合、事務局は、内容及びトラブルに一切関与しない。
2. 落札者は、返品を申立する際、暴力・恫喝・威圧・罵声・他の会員及び事務局の名誉を侮辱する行為をしてはならない。

(返品に伴う費用)

第36条 返品に伴う費用については、次のとおりとする。

1. 事務局は、落札者が第36条に従い返品する場合、成立金額及びマイクロチップ装着費用を支払うものとし落札者が負担したその他費用は返金しない。また、出荷者は成立金額及びマイクロチップ装着費用を支払うものとし、出荷者が負担したその他費用は返金しない。
2. 事務局は、返品を引取る際、落札日から日数や症状等を考慮し、落札者と返品金額について協議することが出来る。
3. 事務局は、落札者が返品するために要した費用（検査料金、診断書作成費用、交通費等）は一切負担しない。

(返品する生体の引渡し)

第37条 返品する生体の引渡しについては、次のとおりとする。

1. 返品する生体の引渡しは、原則、関東ペットパーク会場もしくは東京B&Bペットパーク会場とする。
2. 落札者は止むを得ない事情により、事務局が返品生体の回収を行う場合、回収に掛かる費用を事務局に支払わなければならない。
3. 落札者は、返品しようとする生体が返品引渡しまでの期間、症状が悪化した場合（他の傷病発症含む）、適切な処置をしなければならない。尚、その際に発生した費用等は全て負担しなければならない。

(マイクロチップの脱落)

第38条 マイクロチップの脱落については、次のとおりとする。

1. マイクロチップの脱落に関する返金対応期間を【開催日を含む3日以内】とする。
2. マイクロチップの費用負担については、以下のとおりとする。
 - (1) マイクロチップ装着代 1,500円
 - (2) マイクロチップ再登録代 400円
3. 脱落後の再装着・再登録については、原則、落札者対応とする。
4. 脱落したマイクロチップの死亡届については、事務局対応とする。

第9章 輸送

(集荷サービス)

第39条 集荷サービスについては、次のとおりとする。

1. 事務局は、出荷生体の回収（以下、「集荷サービス」という。）を行う。
2. 出荷者は、集荷サービスを利用する場合、別表7に定められた集荷サービス料金を支払わなければならない。
3. 出荷者は、集荷サービスを利用した生体の取引が成立しなかった場合、出荷生体を引取らなければならない。また、返送に関わる費用は出荷者負担とする。
4. 事務局は、出荷生体が出荷するに相応しくない事由がある場合、集荷サービスを断ることができるものとする。
5. 事務局は、出荷者の責務に帰すべき事由によらず集荷サービスを利用した出荷生体が死亡した場合、出荷者に対し、同品種の過去一ヶ月における平均成立価格を保証する。

(配達サービス)

第40条 配送サービスについては、次のとおりとする。

1. 事務局は、取引された生体の配達（以下、「配達サービス」という。）を行う。
2. 落札者は、配達サービスを利用する場合、別表8および別表9に定められた配達サービス料金を支払わなければならない。
3. 配達サービスは、原則、落札日の翌日以降とする。
4. 会員は、配達サービスの到着時間を指定することは出来ない。
5. 会員は、悪天候、交通状況等で事務局が配達出来なかった場合、基本料金を支払わなければならない。
6. 事務局は、配達サービスを利用した生体が納品時に死亡していた場合、落札金額のみを保証する。

ただし、下記条件全てを満たした場合のみ保証の対象とする。

- ・落札者は速やかに生体の状態が分かる写真又は動画を撮ること
- ・落札者は速やかに撮影したデータを事務局まで提出すること
- ・死亡原因を獣医師に診断いただき、死亡原因を確定させること
- ・死亡原因が落札者責任でないこと

・航空機のトラブル（事故や設備トラブル）によるものでないこと
(生体の空輸)

第41条 生体の空輸については、次のとおりとする。

1. 出荷者が空輸での集荷サービスを希望された場合、事務局は空港での引取を行う。また、落札者が、落札した生体の空輸を希望する場合、事務局は、空港まで配達サービスを行う。
2. 出荷者及び落札者は、空輸に関わる費用全てを負担しなければならない。
3. 出荷者及び落札者は、空輸時に使用したケージ類の返送費用を負担しなければならない。
4. 事務局は、出荷者が空港引渡しの集荷サービスを利用した際の生体が死着した場合、一切の責任は負わない。また、事務局への直接納品についても同様とする。
5. 事務局は、落札者が空港までの配達サービスを利用した際、落札者が引取を希望する空港に生体が死着した場合、落札金額のみ保証する。ただし、第42条第6項に定められた条件を満たした場合のみ保証の対象となる。

第10章 血 統 書

(血統書の引渡し)

第42条 血統書の引渡しについては、次のとおりとする。

1. 出荷者は、事務局に対し出品リストに記入した内容とおりの血統書を落札日から60日以内に提出しなければならない。尚、郵送等を利用して提出する場合には、特定記録、簡易書留等の事務局の受領証拠が残る方法で発送しなければならない。
2. 事務局は、血統書を受領した際、出荷者に対し受領書を発行する。
3. 事務局は、落札日から45日を過ぎた血統書未提出の出荷者に対し、提出日の確認を促すことが出来る。
この場合、出荷者は、明確な提出日を報告しなければならない。
4. 出荷者は、期限までに血統書の提出が出来なかった場合、事務局が指定する報告書を提出しなければならない。
5. 事務局は、前項の報告書に記載されている内容が、一般的に妥当で

ないと判断した場合、出荷者を第48条に定める処分を行うことが出来る。

6. 出荷者は、近親繁殖（インブリード）により生まれた生体を出荷する場合は、事前に出品リストへ記載する義務がある。また、事務局は出荷情報としてそれを告知する義務がある。
7. 事務局は、正当な理由がなく120日以上の血統書の提出遅延が発生した場合や、申告内容と異なる等のトラブルが繰り返される出荷者に対して、第46条に定める処分を行うことが出来る。また、保証人についても同様の責任を負うものとする。

(血統書の変更)

第43条 血統書の変更については、次のとおりとする。

1. 落札者は、落札した生体の出荷情報と血統書の内容に相違がある場合、事務局に対し異議を申出ることが出来る。事務局は、申出があった場合、出荷者並びに出荷者保証人及び落札者と協議を行い、早期に解決出来るよう努める。
2. 出荷者は、出荷情報と血統書内容に相違がある場合、血統書訂正に係る費用を負担しなければならない。尚、毛色変更のみについては、落札者負担とする。

第11章 教育指導

(教育)

第44条 教育については、次のとおりとする。

1. 事務局は、動物愛護の精神に則り、「安心」「安全」「健康」な生体の流通を目的として、会員に対し、品質・管理・ブリーディング等知識向上のための勉強会及びセミナーを開催する。
2. 会員は、勉強会及びセミナーに積極的に参加をし、出荷する生体の品質向上に努めなければならない。

(指導)

第45条 指導については、次のとおりとする。

1. 事務局は、出荷者に対し、出荷する生体の品質向上のための指導を行うことが出来る。尚、事務局から指導を受けた出荷者は、改善に

努めなければならない。

2. 事務局は、施設の視察及び、必要に応じて改善等の警告を行うことができる。
 3. 事務局は、施設の視察を拒む行為や、改善などが見込めない等の場合、取引を停止することが出来る。
 4. 事務局は、悪質だと判断した場合に、該当する動物取扱業者の扱う生体において、一般社団法人ペットパーク流通協会に加盟するすべてのペットパークでの利用を禁ずることが出来る。
- (意図的に名義を変える行為、出品を助長する行為も同様とする)

第12章 処 分

(処分)

第46条 処分については、次のとおりとする。

1. 事務局は、会員が本規約に違反した場合及び関東ペットパーク並びに東京 B&B ペットパークの品格を著しく汚す行為があった場合、会員に対し、注意勧告、取引停止、除名の処分を行うことが出来る。尚、取引停止及び除名については、会員及び会員保証人に対し、文書にて通知する。
2. 前項の取引停止期間については、事務局が設定する。

(損害賠償)

第47条 損害賠償については、次のとおりとする。

1. 会員は建物・設備・備品等を汚損・毀損、または紛失した場合、その損害を賠償するものとする。その損害には、施設及び他の利用者が被った損害を含む。
2. 貸出し用端末を破損、紛失した場合、会員は 1 台につき賠償金 50,000 円を事務局に支払うものとする。

第13章 場 外 応 札

(場外応札)

第48条 場外応札については、次のとおりとする。

1. 別紙【場外応札利用規約】に準ずる。

第14章 そ の 他

(会場の利用)

第49条 会場の利用については、次のとおりとする。

1. 会員は、会場内において、貴重品・生体等の管理を行わなければならぬ。尚、紛失・盗難等があった場合、事務局は、一切の責任を負わない。
2. 事務局は、会員が会場内に忘れ物（生体や血統書含む）をしても、一切の責任を負わない。
3. 会員は、会員自身が持込む生体輸送具（軽便、ペットボックス等）について、会員番号・会員名を記入し、会員自身で管理しなければならない。
4. 事務局は、会場の駐車場で発生した事故・盗難についての責任は一切負わない。
5. 事務局は、会員が会場に入場できる人数は1会員あたり2名を上限とする。尚、それ以上になる場合、会員は事務局の承認を得なければならない。
6. 会員は、会場内に入場する際、事務局から付与された顔写真付き会員証を着用しなければならない。
7. 会員は、会場内で提供している飲食物を持ち帰ってはならない。

(パルボウィルス発生時の特別措置)

第50条 パルボウィルス発生時の特別措置については、次のとおりとする。

1. 事務局は、出荷された生体にパルボウィルス感染症を確認した場合、当該出荷者を出荷された日から3週間の取引停止処分とすることが出来る。
2. 会員は、パルボウィルス感染症を発生させた場合、治療方法・犬舎・猫舎の管理方法等、事務局の指示に従わなければならない。
3. 当該出荷者が、第1項の取引停止期間を過ぎて出荷を再開する場合、事務局が定める期間については、同腹子ではなく一頭ずつパルボウィルス検査を受けなければならない。事務局は、全頭陰性の場合に限り、当該出荷者の出荷を認める。
4. 事務局は、パルボウィルス感染症を繰り返し発生させる出荷者に対

して、第46条に定める処分を行うことが出来る。

5. パルボウイルス感染症の発生時に再検査を希望される場合、当該出荷者は別表12のとおり再検査費用を負担しなければならない。

(出荷・落札関連費用)

第51条 出荷・落札関連費用については、次のとおりとする。

1. 事務局は、出荷者に対し、出荷に伴う関連費用を別表12のとおりとする。尚、出荷者は精算時に支払わなければならない。
2. 事務局は、落札者に対し、落札に伴う関連費用を別表13のとおりとする。尚、落札者は精算時に支払わなければならない。

(適格請求書発行事業者)

第52条 適格請求書発行事業者については、次のとおりとする。

1. 出荷する会員は適格請求書発行事業者の有無について、競り画面に表示することができる。
2. 出荷する会員は適格請求書発行事業者の登録の取消しを行った場合、速やかに事務局へその旨を伝えなければならない。故意に伝えずに出荷をし、悪質であると認定された場合、事務局は会員に対して、第48条に定める処分を行うことが出来る。

(規約の改定)

第53条 事務局は、本規約を改定することが出来る。この場合、会員に対し、通知しなければならない。尚、通知方法については、会場内にて告知する。

(別表1) 年会費

入会年月	年会費
9月1日から2月末日	30,000円
3月1日から8月31日	15,000円

(別表2) 出荷生体検査の項目

身体に関する検査		健康に関する検査	
検査部位	検査項目	検査部位	検査項目
咬合	不正咬合 (アンダー/オーバー)	心血管系	心雜音
	切端 (セッタン)		膝蓋骨脱臼
	舌側 (ゼッソク)		胸骨
	顎ズレ		扁平
眼	斜視	眼	泉門 (ペコ)
	瞬膜		目ヤニ
	アイライン		涙目
	虹彩		睫毛異常
	ブルーアイ		チエリーアイ
	バイアイ		角膜 (白濁等)
鼻	色素	皮膚	結膜炎
	雪鼻		小眼球症
耳	形状 (*)		瞳孔膜遺残
	汚れ		狼爪切断痕
足	狼爪		断尾痕
	長さ (*)		湿疹
	パッドつながり		フケ
尾	尾曲がり		かさぶた
	長さ (*)		キズ
	硬さ (*)		腫れ
	断尾		ただれ
被毛	リッヂ	腹部	赤み
	ミスカラー		臍ヘルニア
	毛薄		鼠経ヘルニア
	ヤケ (涙、尿)		腹部ヘルニア
肛門	汚れ		会陰ヘルニア
その他	体形	肛門	直腸脱
	見た目全般	口腔	舌潰瘍 (炎症)
	各部位の奇形や損傷		

* その他、検査担当者が必要であると判断したもの

(別表3) 出荷生体検査 評価基準「心雜音」

評価 (表記方法)	状態
Levine 1 (*/表記なし)	非常に微かな雜音であり、集中しないと聴取出来ない
Levine 2 (L2)	微かな雜音であり、集中しなくとも聴取出来る
Levine 3 (L3)	中間程度の雜音であり、Levine 2 よりもはっきりと聴取出来る
Levine 4 (出荷不可)	大きな雜音であり、胸に耳を当てると聴取出来る
Levine 5 (出荷不可)	非常に大きな雜音であり、胸に手を当てると触知出来る
Levine 6 (出荷不可)	遠隔雜音で、そばで寝ていても聴取出来る

* Levine 1 については、生後42日齢から56日齢に発生する成長期の生理的雜音であることがほとんどであり、病的雜音でない可能性が極めて高いこと。また、会場内の騒音により聴取出来ない可能性もあることから、出荷生体情報へは記載いたしません。

(別表4) 出荷生体検査 評価基準「角膜 (白濁等)」

評価 (表記方法)	ペンライトの 必要性	白濁部分の 透過性	その他 (例)
Level 0 (表記なし)	ないと見えない	あり	水に浮く程度
Level 1 (L1)	ないと見えない	あり	ガラスの指紋程度
Level 2 (L2)	なくても見える	なし	—
Level 3 (出荷不可)	なくても見える	なし	角膜変形あり

(別表5) 出荷生体検査 評価基準「結膜」

評価 (表記方法)	赤みの度合い	まぶたをめくった時の状態
Level 1 (L1)	口角よりも赤い	腫れはなし
Level 2 (L2)	口角よりも赤い	腫れがあり
Level 3 (出荷不可)	口角よりも赤い	腫れていて2/3以上開かない。 もしくは、めくらなくとも腫れている。

(別表6) 出荷生体検査 評価基準「膝蓋骨の状態」

評価(表記方法)	膝蓋骨 普段の位置	状態
Grade 0 (表記なし)	正常	指で押すと左右に揺れるが、完全には膝の窪みから落ちきらない。(強い力をかけると脱臼してしまう可能性がある)
Grade 1 (G1)	正常	指で軽く押すと完全に脱臼するが、指を離すと自発的に正常位に戻る。
Grade 2 (G2)	正常	指で軽く押すと完全に脱臼する上、指を押さずとも屈伸もしくは内旋させると脱臼するが自発的に正常位に戻る。
Grade 3 (G3)	脱臼	常に脱臼しているが指で押すと一時的に正常位に戻すことが出来るが、指を離すと直ぐに脱臼してしまう。
Grade 4 (出荷不可)	脱臼	常に脱臼しており、指で押しても正常位に戻らない。

(別表7) 集荷サービス料金 ※最大料金5,000円

項目	料金
基本料金(1頭目)	3,000円
基本料金(2頭目以降/1頭あたり)	500円

(別表8) 配送サービス料金「店舗・自宅」

項目	料金
基本料金(1頭目)	12,000円
基本料金(2頭目以降/1頭あたり)	2,000円
配送料金(50kmまで)	---
配送料金(50km以上1kmあたり)	300円
有料道路(往復)	実費

* ルート・走行距離・有料道路代金については、

高速道路情報サイト「ドラぷら」にて、「普通車・ETC料金」にて算出する。

(別表9) 配送サービス料金「羽田空港」

項目	料金
基本料金（1頭目）	10,000円
基本料金（2頭目以降/1頭あたり）	3,000円
空輸用カゴ料金（小型生体用）	1,000円
空輸用カゴ料金（中型生体用）	2,000円
空輸用カゴ料金（大型生体用）	3,000円

* 短頭種は夏場の輸送に制限があるため、各航空会社の規定に則り、取引には注意すること。

詳細については、各航空会社のHPを参照すること。

- * 空輸用カゴについて当社手配の場合の料金を上記とする。落札者が準備する場合は、前日までに当社まで利用できる状態で配送すること。
- * 空輸用カゴは当社手配の場合、買取りとなるため返送不要とする。

(別表10) 会場までの引取り

項目	料金（1頭あたり）
当日	---
翌日以降（1泊）	3,300円

* 引取りは18:30までとする。

(別表11) 落札時の付帯サービス ※場外応札利用者に限る

犬	猫
バンガードプラス 5/CV	フェロセル CVR
キャニバック KC-3	
※当社在庫限りとする。	
チェックマン CPV	
インターフィッシュ	
レボリューション	
ヘルスチェック	

(別表1 2) 出荷に伴う関連費用

費用名称	価格
仲介手数料	落札価格の 6 %
オークション会場使用料	1 開催あたり 1, 000 円
ペットボックス	1 個あたり 400 円
パルボウイルス検査	1 頭あたり 300 円
パルボウイルス再検査(注 2)	1 頭あたり 1, 650 円
MIX 手数料	MIX 犬・猫 1 頭あたり 1, 000 円
マイクロチップ装着費用(注 1)	1 頭あたり 1, 500 円
マイクロチップ登録費用	1 頭あたり 400 円
競りシステム保守費用	1 頭あたり 200 円

注1) 落札時は費用が払戻しされる。

注2) パルボチェック時の陽性に限り、希望者のみ再検査費用が発生する。

(別表1 3) 落札に伴う関連費用

費用名称	価格
仲介手数料	落札価格の 3 %
オークション会場使用料	1 開催あたり 1, 000 円
パルボウイルス検査キット	1 頭あたり 300 円
マイクロチップ装着費用	1 頭あたり 1, 500 円
マイクロチップ名義変更費用	1 頭あたり 400 円
競りシステム保守費用	1 頭あたり 200 円

注 1)出荷者が出荷生体に血統書を添付した場合

(別表1 4) 振込口座

	入会・年会費、精算	場外応札口座
銀行名		しののめ信用金庫
支店名		高崎支店
口座種別		普通
口座番号	1094833	1114182
口座名義	(株)将光 代表取締役 上原菜美	

(別表15) 年会費未納時における再入会・新規入会の取り扱い

	新規入会	再入会
年会費未納期間	3年経過	3年以内
年会費	30,000円	30,000円
入会金	50,000円	30,000円
入会審査	要	要

(別表16) 精算書類の再発行に掛かる費用

	1開催あたり
紙	110円
電子データ	55円

策定日 2018年10月22日

改定日 2026年03月01日